平成２５年（フ）第１５１号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目20番１―205号
債務者　宮本　　昇
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目20番１―205号
債務者　宮本　保子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
徳島県徳島市南前川町３丁目１番地の５
債務者　吉田美恵子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
佐賀県佐賀市中の館町５番８号
債務者　市川　勝喜
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目６番48―308号
小禄市街地住宅
債務者　知念　清人
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３０号
千葉県松戸市上本郷2868番地　サークルＫＭ302号
債務者　志村　弘美（旧姓花澤）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目８番６号　シティハイツ荒井102
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４７号
千葉県柏市酒井根３丁目24番１号
債務者　小金谷慎一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５３号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地11棟302号
債務者　楯岡　　修
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５５号
千葉県松戸市小金原１丁目12番地の12　ブラッサム小金原８号
債務者　富田　政明
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０９号
千葉県流山市富士見台１丁目３番地の91
債務者　金山　美穂
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３１４号
千葉県柏市あかね町８番12号　ジュネパレス柏第54―103号
債務者　山内　和弘
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３１５号
千葉県我孫子市高野山456番地の１
債務者　江頭　　仕
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３３号
兵庫県宝塚市大原野字波坂１番地の58
債務者　中山　京子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
山口県宇部市錦町14番18ー1302号　シティトリエ錦町
債務者　安永　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４６号
山口県宇部市沼２丁目２番37―201号、従前の住所山口県宇部市中村２丁目３番30―２号
債務者　川本　一仁
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３２４号
北九州市八幡西区日吉台１丁目22番１―402号、住民票上の住所北九州市八幡西区折尾５丁目３番26―130号
債務者　葛谷　由美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部